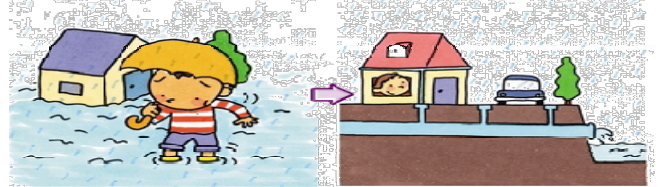


和地ひとみレポート No.246

ゲリラ豪雨、道路冠水・・・

東大和市の下水処理インフラの状況は



を設け、住居を建設する際に自区内に雨水浸透施設を設置する人に対し補助金を出して、その設置を促進し、雨水対策を行う一つの方法として取り組んでいます。

【東大和市 雨水浸透施設設置補助金制度】

対象者:市内に既存の一戸建住宅(居住部分が2分の1以上の併用住宅を含む)及び当該宅地を所有する個人。ただし、「売買を目的とした住宅」「下水道使用料、市税を滞納している場合」を除く。

補助額:市の予算の範囲内において、工事に要した費用(消費税を含む)の4分の3以内の額(1000円未満の端数切捨て)で70,000円を限度とする。

施工事業者:設置工事は、市長が指定した「東大和市指定排水設備工事事業者」が施工するものとする。

■雨水対策の必要性和財政的な課題

…東大和市の下水道は、昭和50年度から汚水排除を目的としてはじまり、平成21年度末の普及率は99.9%に達しています。汚水については、ほぼ完了している下水設備ですが、雨水対策は各地域に雨水浸透ますを設置するなどの対策のみで、雨水管は整備されていない状況＝道路排水溝(基本的には道路に降った雨を処理するもので、周りから流れ込む雨水は想定していないもの)だけの対応となっています。都市化が進展した現在は、雨水が地面に染み込む量が減り、道路や河川に一気に流入することによる浸水被害が頻繁に発生。この状況を踏まえ、東京都が空堀川の河道整備を行ったことにより、河川の氾濫による大規模な水害が発生すること少なくなっていますが、集中豪雨により、市の南部を中心とした局所的な被害の解消には至っていない状況です。

…東大和市は雨水管の整備や管路の効率的な維持管理とともに下水管の耐震対策などを行わなければなりません。その財政状況は厳しい状況です。

…地方公営企業である下水道事業の汚水処理に係る経費は市民の使用料金で賄うことが原則ですが、現状では使用料収入では賄うことができず、一般会計からの繰入金で補っている状況です。その現状を少しでも改善するため、また、近い将来の下水管の老朽化対策のため、東大和市は昨年、下水料金を値上げしましたが、昨年度の最終的な決算では、予定より値上げによる赤字補てんが出来ず、一般会計から追加的に下水道事業に補正を行わなければならない状況でした。

(裏面に続く)

■頻発するゲリラ豪雨

…7月19日(水)、関東甲信、東海、近畿、中国地方が「梅雨明けしたとみられる」と気象庁から発表がありました。梅雨明け宣言後には「戻り梅雨」と思われるような天候が続いています。先週の火曜日25日には、活発な梅雨前線の影響で東京都内でも1時間に60ミリを超える非常に激しい雨を観測。この大雨により、東大和市内では道路が冠水する被害が発生し、TVなどの報道でもその様子が取り上げられました。

…“ゲリラ豪雨”という言葉は、すっかり定着している状況ですが、この言葉は気象庁では使用されていない言葉です。いわゆる“ゲリラ豪雨”について気象庁は「局地的豪雨」や「局地的な大雨」、「集中豪雨」などと表現。また、最近はあまり聞かれなくなった“夕立”がありますが、一般的に“夕立”は『夕方以降に雨が降る』ということのようで、“ゲリラ豪雨”や気象庁の使用する“局地的豪雨”や“集中豪雨”など『豪雨』という言葉をしようするかどうかが違う点とのこと。気象庁では『豪雨』という言葉については、災害に結びつく可能性を持つ降り方の場合に使うようです。

…この“ゲリラ豪雨”の発生により、短時間に大量に降った雨水を処理できず、道路などが冠水することは、東大和市内でも以前より多発する状況です。雨水の処理能力が上げれば被害も減少しますが、下水のインフラ整備については、財政的な問題で一気には進まないというのが現状です。

■東大和市は“分流式”

…東大和市では下水処理については“分流式下水道”という方式をとっています。下水処理については、このほか“合流式下水道”というものがありますが、その違いは、以下のとおりです。

【分流式下水道】

分流式下水道は、トイレ・浴室・台所等の汚水と雨水を宅地内で分離し、汚水は公共汚水ますに、雨水は雨水浸透ます又は側溝等に流す方式。

【合流式下水道】

合流式下水道は、トイレ・浴室・台所等の汚水と雨水を両方も公共汚水ますに流す方式。

…東大和市のとっている“分流式下水道”では、基本的に雨水は『自区内処理』とされています。要するに、これは「自宅で発生した雨水は自宅の区域内で処理する」ことで、東大和市では『雨水浸透施設設置補助金』

■東京都の下水道事業

…前述のとおり昭和 50 年から東大和市の下水インフラ整備は行われてきましたが、これは、東京都の荒川右岸東京流域下水道関連公共下水道事業に伴ったものです。流域下水道とは、2つ以上の市町村の区域にまたがる公共下水道（市町村管理）から集まる下水を排除する下水道で（都が管理）荒川右岸東京流域下水道は荒川へ流入する流域の中の多摩北部の一部地域を指し、東大和市を含めた 9 市で構成されています。9 市の汚水は、各市が設置した公共下水道から東京都管理の流域下水道を経て清瀬市にある「清瀬水再生センター」に集結。処理され、柳瀬川へ放流され最終的には荒川へ流入されます。…このように、流域下水道は都が整備、管理していますが、市内の下水道は各市で整備、管理しています。以前は汚水処理のために進められた下水事業ですが、現在は、気候の変化による雨水対策が下水事業には求められています。この課題は東大和市だけではなく、都内各所で抱えているもの。しかし、東京都の下水の管理運営方法は、区部（23 区）と多摩地域（流域下水道）では違います。23 区では区民が課せられている特別区税を財源に、普通、市町村が行う下水道などの仕事を都が行うことで、その財源を広域的に必要な箇所に充てられます。市町村と特別区では行政運営方法が違うので、この仕組みの違いは理解できますが、広域的な課題となっている雨水対策を考えると、広域的に対応できる区部の方が、多摩地域より効率的かつ効果的に対応可能と思えます。

※東京都下水道局資料より

【区部の下水道(公共下水道事業)】

◇財政

区部の下水道事業は地方公営企業として、事業に必要な経費は経営に伴う収入(下水道料金)をもって充てるという独立採算の原則に基づき経営している。

◇建設費

建設費は、下水道管、ポンプ所、水再生センター等を建設するために必要な費用。この建設費は、国費、企業債(長期借入金)及び都費(都税など)によって賄われている。

◇経営費

経営費は、下水道事業を経営していくために必要な施設の維持管理、利息の支払いなどにかかる費用。この経営費のうち、汚水の処理にかかる経費は下水道料金で、雨水の排除にかかる経費等は都費(都税など)で賄われている。

《汚水私費・雨水公費の原則》

汚水処理: 特定の利用者が便益を受けるため私費負担(下水道料金)

雨水排除: 社会全体が便益を受けるため公益負担(都税など)

【多摩地域の下水道(流域下水道事業)】

◇財政

東京都の流域下水道事業は地方公営企業として市町村からの負担金などによって運営している。

◇建設費

流域下水道の建設費は、国費、市町村建設負担金、企業債(都)及び都費によって賄われている。

◇経営費

流域下水道の施設の維持管理に要する経費は、市町村からの維持管理負担金で賄われている。また、利息の支払いなどに要する経費は、都債(都税など)によって賄われている。※ 維持管理負担金: 流入水量 1m³ 当たり 38 円

■三多摩上下水及び道路建設促進協議会

…同じ東京都とは言え、三多摩地域 26 市 3 町 1 村は、23 区に比較してインフラ投資が遅れていることは否めません。このような状況を受け、三多摩地域の自治体が連携して三多摩上下水及び道路建設促進協議会を昭和 38 年に発足。26 市 3 町 1 村が連携し、国や東京都に対し請願などの働きかけを行っています。この協議会には 3 つの委員会が設置されており(第 1 = 上水道、第 2 = 下水道、第 3 = 道路建設)各市町村議会から 1 名ずつ委員を選出し各委員会へ送っています。6 月の市議会内人事の変更により、私はこの協議会の第 2 委員会(下水道)の委員となりました。7 月 28 日には今年度の第 1 回委員会が開催され、今年度、国と都にあげる陳情書や要望書の内容を確認、決定しました。

…国に対する要望は主に財政的な支援を求めるものですが、都に対する要望は財政的なことだけではなく、広域的な整備に関することは都で促進してほしいというような内容が様々含まれています。また、要望書には各市町村からの個別要望も。東大和市の要望は以下 3 点です。

- ① 国・都は、空堀川流域の空堀川排水区に係る雨水整備を都の流域下水道事業として取り組むこと
- ② 都は、下水道使用料徴収事務委託料の軽減を図ること
- ③ 都は、支障物件の措置について都の工事に含めて施工し、その費用を市に請求すること

…①については、立川市と武蔵村山市の雨水も空堀川に流すための雨水管を合同で整備することを計画しており、3 市はこのような広域的事業は都で推進すべきと考え都に要請をしているところです。前述の荒川流域下水道の論理からすれば、都が整備している空堀川への雨水の集結のための雨水管の整備に都が関わることは理にかなっています。東大和市内の雨水管を市単独で行うより、3 市の雨水管整備と同時に整備するほうが効率的です。都には早期に方向性を示してほしいと思います。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

【プロフィール】

1970 年 東京都北区生まれ。父の転勤で 1 歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を 2 年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。/「学校」の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。その後、人材開発部長を拝命。/「人を活かす」経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報などに従事。2011 年 4 月、初当選。顔の見える議員として、日々奮闘中。



東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

■ 連絡先

和地 ひとみ事務所
✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp
〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102

HP : <http://www.wachi1103.jp>

【電話・FAX】 042-516-8546